

答 申 第 7 4 号
(諮 問 第 7 7 号)

令和元年（2019 年） 6 月 10 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 30 年（2018 年）11 月 26 日付け鎌総第 2549 号で諮問のあった
下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成 30 年（2018 年）4 月 25 日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「鎌倉市が昭和（株）に、平成 29 年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託契約後、神奈川県、鎌倉市、藤沢市、UR 都市機構、昭和（株）等とで会議、打合せを行った、全ての議事録類」について、実施機関鎌倉市長が平成 30 年（2018 年）5 月 9 日付けで行った行政文書一部公開決定処分は、取り消すのが妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成 30 年（2018 年）4 月 25 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「鎌倉市が昭和（株）に、平成 29 年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託契約後、神奈川県、鎌倉市、藤沢市、UR 都市機構、昭和（株）等とで会議、打合せを行った、全ての議事録類」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成 30 年（2018 年）5 月 9 日付け鎌倉市指令深地第 8 号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成 30 年（2018 年）6 月 26 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 30 年（2018 年）6 月 26 日付けで提出した審査請求書、同年 7 月 25 日付けで提出した反論書、同年 9 月 4 日付けで提出した再反論書及び同年 10 月 18 日付けで提出した再々反

論書を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったもので、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 実施機関が本件処分で公開しない部分は個人の氏名としているが、特定の個人名が公開されていた。実施機関は、本件請求に係る打合せは、かながわ電子入札共同システム（以下「システム」という。）に登録された業者が受託した委託業務に関連する打合せであり、当該個人はシステムの資格者名簿に受任者として登録されており、公表されている情報であることから公開したとするが、個人名は個人情報である。

イ 神奈川県に同じ文書を公開請求した際は、当該個人の名前は非公開とされていた。このことから、実施機関が主張する条例第6条第1号のただし書きアに該当するものではなく、非公開とすべきである。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成30年（2018年）7月12日付けで提出された弁明書、同年8月20日付けで提出された再弁明書、同年10月1日付けで提出された再々弁明書及び平成31年（2019年）3月4日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 本件処分で公開した行政文書には、神奈川県、藤沢市、鎌倉市、独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」という。）及び昭和株式会社の職員の氏名が記載されている。このうち神奈川県、藤沢市、鎌倉市、独立行政法人都市再生機構の職員の氏名は条例第6条第1号ただし書きウに該当することから、公開している。
- (2) 昭和株式会社の職員の氏名は、一部を条例第6条第1号に該当することから非公開としているが、公開している職員の氏名は、システムの資格者名簿に受任者として登録され、既に公表されている情報であることから同号ただし書きアに該当するとして公開したものである。
- (3) 本件処分は、条例に基づき非公開箇所の判断を行ったものであり、神奈川県が当該箇所を非公開とした判断は、本市の情報公開請求に対する決定の根拠にはならない。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 本件請求対象文書は、鎌倉市が、昭和株式会社と平成 29 年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託契約を締結した後に、神奈川県、鎌倉市、藤沢市、UR 都市機構及び昭和株式会社との間で、当該委託調査に関して行われた打合せの議事要旨である。

本件請求対象文書について、実施機関は条例第 6 条第 1 号に該当するものとして一部非公開決定を行っているため、この処分について、以下、検討する。

- (2) 条例第 6 条第 1 号該当性について

ア 条例第 6 条第 1 号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（以下略）。」を非公開情報として規定している。

ただし、「法令若しくは条例（中略）の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」は除外されている（同号ただし書きア）。

イ 実施機関は、審査請求人による本件請求に対して、上記打合せに出席した昭和株式会社の一部職員の氏名を条例第 6 条第 1 号に該当するとして非公開とした。他方で、システム資格者名簿に受任者として登録されている者については、同号ただし書きアに該当するとしてその氏名を公開している。

ウ しかしながら、当該職員の氏名が受任者としてシステム上において公表されているとしても、委託業務に関わるからといって、当該職員の氏名を常に同号ただし書きアに該当するとして公開するのは妥当ではなく、当該職員が受任者であることを示す場合に限り、その氏名は「慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」に該当すると解するのが相当で

ある。

したがって、委託業務に関わる個別の打合せに出席した者の氏名は、同号ただし書きアに該当するとはいえない。

よって、実施機関が行った本件処分は、条例の解釈適用を誤ったものであって、取り消すのが妥当である。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日			内 容
H	3 0 /	4 / 2 5	行政文書公開請求書が提出される
		5 / 9	行政文書一部公開決定
		6 / 2 6	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
		7 / 1 2	処分庁が弁明書を提出
		7 / 2 5	審査請求人が審査庁に反論書を提出
		8 / 2 0	処分庁が再弁明書を提出
		9 / 4	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
		1 0 / 1	処分庁が再々弁明書を提出
		1 0 / 1 8	審査請求人が審査庁に再々反論書を提出
		1 1 / 2 6	審査会に対し諮問
H	3 1 /	1 / 9	審査請求人が意見書を提出
		3 / 4	第 105 回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
R	1 /	5 / 1 7	第 107 回審査会で審議
		6 / 1 0	答申（答申第 74 号）